

項目	単位	測定結果 ^{※1}										基準値等 ^{※2}
		1 朝倉 アジロ川上流	2 朝倉 アジロ川下流	3 朝倉 海老川	4 福井 楠谷川	5 円行寺 久万川上流	6 秦 伏尾谷川	7 重倉 重倉川	8 薊野 薊野川	9 仁井田 十市川	10 仁井田 浦戸新橋	
① pH (測定時水温)	— (°C)	8.0 (19.3)	7.8 (19.7)	8.5 (19.5)	8.3 (19.6)	8.2 (19.6)	7.7 (20.4)	7.8 (19.7)	7.8 (20.0)	7.6 (20.1)	8.0 (19.7)	6.5~8.5
② 浮遊物質量	mg/L	6	3	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	7	1	25以下
③ 総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
④ クロム含有量	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	2以下
⑤ 鉛	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
⑥ 砒素	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.01以下
⑦ カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
⑧ セレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
⑨ ほう素	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	3.6	1以下 (海域は適用外)
⑩ 銅含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	3以下
⑪ 亜鉛含有量	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	2以下
⑫ 溶解性マンガン	mg/L	0.21	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	10以下
⑬ 溶解性鉄	mg/L	0.02	0.02	0.01	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.02	0.01未満	10以下
⑭ 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	<0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
⑮ ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.088	0.072	0.067	0.061	0.072	0.062	0.064	0.060	0.27	0.079	1以下
⑯ 全シアン	mg/L	不検出	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
⑰ 六価クロム	mg/L	0.01未満	0.01未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下
⑱ アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
⑲ PCB	mg/L	不検出	不検出	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
⑳ トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
㉑ テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
㉒ ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下
㉓ 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下
㉔ 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004以下
㉕ 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1以下
㉖ シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04以下
㉗ 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	1以下
㉘ 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006以下
㉙ 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下
㉚ チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006以下
㉛ シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003以下
㉜ チオベンカルブ	mg/L	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下
㉝ ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
㉞ ふっ素	mg/L	0.08未満	0.08未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8以下
㉟ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.4	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	10以下

※1 測定地点のうち、「10 仁井田 浦戸新橋」は海域に区分される。その他の地点は河川に区分される。

※2 pH及び浮遊物質量の基準値は、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）のうち、「生活環境の保全に関する環境基準」の河川AA類型を参考とする。

※2 総水銀、鉛、砒素、カドミウム、セレン、ほう素、1,4-ジオキサン及び全シアンから硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素までの基準値は、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」による。

※2 クロム含有量、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性マンガン及び溶解性鉄の基準値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）を参考とする。

※2 ダイオキシン類の基準値は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）による。